

## 参考資料

### 用語の解説

#### あ行

##### ■雨水出水（内水）

- ・堤防で守られ、人が住んでいる場所に大雨が降り、側溝や排水路を流れる水（内水）が排水しきれず、建物や道路などが浸水することをいう。

#### か行

##### ■開発許可

- ・良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化を防止するため、土地の造成等の開発行為や建築物の建築等の際に、都道府県知事の許可を必要とする制度。

##### ■買回品

- ・衣料品や家電製品など購入頻度が低く、消費者が品質や価格を比較検討して慎重に選ぶ商品のことで、呉服・寝具、高級衣料（背広・外出着）、服飾品・アクセサリ等の品目を指す。

##### ■合併建設計画

- ・市町村合併後の新市の速やかな一体化を促進し、合併する市町村が力を合わせ、魅力ある地域づくりと地域の発展、住民福祉の向上を図るため、学校、道路・街路、農村基盤、上下水道等の主に市民生活に関連した事業を計画したもの。

##### ■狭あい道路

- ・主に幅員 4m 未満の大型自動車の通行が不可能な道幅の狭い道路のこと。国土交通省の補助事業では、建築基準法第 42 条第 2 項・第 3 項の指定を受けた道路（2 項道路・3 項道路）、未指定の通路等を狭あい道路としている。

##### ■近隣商業地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。周囲の住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てることできる。

##### ■下水道処理人口普及率

- ・総人口に対する下水道を利用できる区域内の定住人口の割合。

##### ■下水道接続率

- ・下水道が利用できる区域内の定住人口のうち、実際に下水道等を利用している人口の割合。

##### ■建築確認

- ・建築基準法に基づき、建築物等の建築計画が建築基準法令や建築基準関係規定に適合しているかどうかを着工前に審査する行政行為のこと。

##### ■広域公園

- ・主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所あたり面積 50ha 以上を標準として配置するもの。

##### ■公共公益用地

- ・官公庁施設、文教厚生施設（学校、図書館、福祉施設、公衆浴場等）、処理場、浄水場、火葬場、

発電所、変電所等の用地のこと。

#### ■工業専用地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。工場のための地域。どのような工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てることができない。

#### ■工業地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。どのような工場でも建てることのできる地域。住宅や店舗は建てることのできるが、学校、病院、ホテル等は建てることのできない。

#### ■洪水

- ・本計画でいう洪水とは、河川の水（外水）が堤防から溢れたり、破堤して家屋や道路などが浸水したりすることをいう。

#### ■国立社会保障・人口問題研究所

- ・厚生労働省の政策研究機関で、人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行う。「日本の将来推計人口」を5年ごとに公表している。

#### ■コンパクト・プラス・ネットワーク

- ・人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

## さ行

#### ■市街化区域

- ・都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

#### ■市街化調整区域

- ・都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、また原則として用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設は定めないとされている。

#### ■児童クラブ

- ・学校の放課後及び休業日において、留守家庭またはこれに準ずる家庭の小学生の健全な育成を図るために設置された施設。

#### ■しばた魅力創造戦略（まち・ひと・しごと創生新発田市総合戦略）

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づき、当市の深刻な問題となっている「人口減少」を克服し、「新発田らしさ」を活かした地域の活性化のため、取り組むべき方向をまとめた計画。

#### ■社会増（社会減）

- ・他地域からの転入、あるいは他地域への転出によって生じる人口の増（減）のこと。

#### ■住民基本台帳

- ・氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、市民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

#### ■準工業地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てることのできる。

## ■商業地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。銀行、映画館、飲食店、百貨店等が集まる地域。住宅や小規模の工場も建てることできる。

## ■人口集中地区（DID）

- ・市区町村での区域内で人口密度が 4,000 人/km<sup>2</sup> 以上の基本単位区（平成 2 年（1990 年）以前は調査区）が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。

## ■生活サービス

- ・医療、福祉、子育て支援、買い物等の主に日常の生活を営む上で必要なサービス。

## ■総合公園

- ・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置するもの。

## た行

### ■第（1・2・3）次産業

- ・第 1 次産業とは、主に農業・牧畜業・水産業・林業・狩猟業等。
- ・第 2 次産業とは、主に製造業・鉱業・建設業・ガス電気事業等。
- ・第 3 次産業とは、主に商業・運輸通信業・金融業・公務、その他のサービス業等。

### ■第一種住居地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。住居の環境を守るための地域。3,000 m<sup>2</sup> までの店舗、事務所、ホテル等は建てることできる。

### ■第一種中高層住居専用地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。中高層住宅のための地域。病院、大学、500 m<sup>2</sup> までの一定の店舗等は建てることできる。

### ■第一種低層住居専用地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。低層住宅のための地域。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や、小中学校などは建てることできる。

### ■第二種住居地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックス等は建てることできる。

### ■第二種中高層住居専用地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。主に中高層住宅のための地域。病院、大学等のほか、1,500 m<sup>2</sup> までの一定の店舗や事務所など必要な利便施設は建てることできる。

### ■第二種低層住居専用地域

- ・都市計画法による用途地域の一つ。主に低層住宅のための地域。小中学校等のほか、150 m<sup>2</sup> までの一定の店舗等は建てることできる。

### ■地域公共交通網形成計画

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める計画。

### ■地域包括ケアシステム

- ・重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けること

ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制。

#### ■地域メッシュ

- ・統計データを編成するために緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けたもの。当市の場合は、市街地部で一辺約 500m（2 分の 1 地域メッシュ）、郊外部で一辺約 1km（基準地域メッシュ）となる。

#### ■地区計画

- ・都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象に、建築物の形態や公共施設の配置等、地域の良好な環境を整備保全するために定められる計画。

#### ■中心市街地活性化基本計画

- ・現状の中心市街地及び中心市街地を取り巻く状況の変化に対応したまちづくりの基本理念、基本方針、活性化の方向性を示し、本市独自の歴史・文化や地域性等を踏まえ、地域資源を活用した中心市街地活性化の取り組みを展開することを目的に策定した計画。

#### ■長寿命化計画

- ・公共施設や道路、下水道等の市が管理する施設において、老朽化に対する安全性の確保や機能の維持、維持管理に係る予算の縮減及び平準化を図ることを目的として策定する計画。

#### ■通所型介護施設

- ・利用者が日帰りで施設に通い、食事や入浴等の必要なサービスを受ける介護施設。

#### ■定住自立圏

- ・大幅な人口減少や急速な少子化・高齢化が見込まれるなかで、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域全体に必要な生活機能等を確保し、地方圏において定住の受け皿として形成される圏域。

#### ■特別警戒区域

- ・土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

#### ■都市機能施設

- ・医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で、都市サービス機能の増進に著しく寄与するもの。

#### ■都市基盤施設

- ・都市の様々な活動を支える最も基本となる施設で、道路・鉄道等の交通施設、公園、上下水道、電気・ガス等のエネルギー関連施設等を指す。

#### ■都市計画区域

- ・都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

#### ■都市計画公園

- ・都市計画上必要な都市施設として、都市計画に位置、名称、区域、公園の種別、面積などが定められた公園のこと。定めた区域内では建築の制限などがなされる。

#### ■都市計画道路

- ・都市計画において定められる都市施設の一つ。都市計画区域内で完結する道路は市町村が定め

るが、一般国道、都道府県道、自動車専用道路の計画は、都道府県知事が定めることになっている。

### ■都市計画マスタープラン

- ・都市計画法に基づき、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や新発田市まちづくり総合計画に即し、当市の将来像を総合的に検討し、将来の都市づくりの基本方針を定めることを目的とする都市整備に関する総合計画。

### ■都市構造

- ・都市を形づくっている交通ネットワークや土地利用等の物理的な構造で、都市空間の骨組みとなるもの。

### ■都市構造再編集中支援事業

- ・「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

### ■都市再構築戦略事業（※人口密度維持タイプ）

- ・拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）の維持が困難となるおそれがある中、まちの拠点となるエリアへ医療・商業等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的とする事業。

### ■都市再生整備計画

- ・地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための計画。

### ■都市サービス

- ・商業機能、医療機能、社会福祉機能、教育機能、文化機能、公共サービス機能等、1つの都市又は周辺を含む圏域が機能するために必要なサービス。

### ■土砂災害警戒区域

- ・土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

### ■土地区画整理事業

- ・土地区画整理法に基づく市街地開発事業のこと。土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩という）、道路や公園等を整備し、居住環境等の向上と計画的な市街地を形成するための事業。施行主体には、個人施行、組合施行、都道府県及び市町村が団体として行う行政庁施行、都市再生機構、住宅供給公社などがある。

### ■徒歩圏

- ・徒歩での移動が考えられる（想定される）距離の範囲。

## は行

### ■ハザードマップ

- ・自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上

に図示される。

#### ■扶助費

- ・児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対する支援に要する経費。

#### ■普通建設事業費

- ・道路、橋梁、学校、庁舎等の公共施設の建設や用地取得等に要する経費。

### ま行

#### ■まちづくり総合計画

- ・新発田市まちづくり総合計画条例に基づき新発田市が策定するまちづくりの基本的な方向を示す計画。条例第2条第1号の規定により、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される。

#### ■民間都市開発推進機構

- ・民間都市開発を推進するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた法人。民間都市開発事業に対し、資金支援など多様な支援を行っている。

#### ■最寄品

- ・日用品や食料品など購買頻度が高く、消費者が時間をかけずに購入するような商品のことで、日用雑貨、生鮮食品（肉・魚・野菜）、一般食料品（菓子・パンを含む）を指す。

### や行

#### ■用途地域

- ・良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や形態を規制・誘導するために12種類に区分した地域の総称。

## 新発田市立地適正化計画

平成29年	3月	策定
平成29年	3月31日	公表
令和3年	9月	第1回改訂
令和3年	9月20日	公表
令和4年	3月	第2回改訂
令和4年	3月31日	公表
令和6年	6月	第3回改訂
令和6年	7月10日	公表

新発田市



**新潟県新発田市**